

自分のために  
みんなの安心

# 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方（以下「本人」といいます。）の財産管理、介護サービス利用契約、施設利用契約などを、後見人等が代わりに行うことにより、本人の権利を保護し、生活を支援する制度です。

## 1. 成年後見制度にはどのようなものがありますか？

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### 法定後見制度

判断能力が不十分になった場合に、本人、配偶者又は4親等内の親族が家庭裁判所に申立てをすることで、判断力の程度に応じて「後見人」、「保佐人」又は「補助人」を選任します。  
なお、安城市に在住の方（注1）は、岡崎の家庭裁判所（名古屋家庭裁判所岡崎支部）に申立てをすることとなります。

### 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、予め後見人を選任し契約しておく制度です。この契約は、公証役場において公正証書により締結します。

（注1）入院等で安城市外にいる場合は、その地区の管轄の裁判所で申立てをすることとなります。

## 2. 費用の補助などはありますか？

次の制度があります。詳しくは障害福祉課障害福祉係または高齢福祉課高齢福祉係へお問い合わせください。

### 審判請求費用の助成

家庭裁判所に成年後見等開始の審判請求をされた方（以下「申立人」といいます。）で、収入や資産等の状況から、費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

#### ■対象者

審判の対象者（成年被後見人等になる予定の方。以下「審判対象者」といいます。）の申立人であって、審判対象者及び申立人のいずれもが、生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準（注2）内の方等

#### ■助成額

住民票等の発行手数料、登記手数料、診断書手数料等、成年後見等開始の審判の申立てに要する費用

#### ■申請期間

成年後見等開始の審判の確定日から起算して、60日以内です。

#### ■必要書類

- 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
- 審判が確定したことの分かる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
- 審判が確定した後に、家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
- 審判の請求に係る費用を支払ったことを証する書類（領収書、切手等返還書、鑑定費用保管金受領書等）
- 助成対象者であることを確認できる書類

## 報酬費用の助成

収入や資産等の状況から、家庭裁判所の審判により決定した成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は、一部を助成します。

### ■対象者

成年被後見人等であって生活保護受給中又は、市民税非課税世帯で収入や資産が基準（注2）内の方※成年後見人等が、成年被後見人等の配偶者及び4親等以内の親族は助成対象外です。

### ■助成額

- (1) 居宅の場合 1月当たり28,000円
- (2) 施設入所等の場合 1月当たり18,000円

ただし、報酬助成の対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の24か月分までとします。

### ■申請期間

報酬付与の審判の確定日から起算して、60日以内です。

### ■必要書類

- (1) 成年後見等開始の審判に係る審判書謄本の写し
- (2) 報酬付与の審判に係る審判書謄本の写し
- (3) 成年後見人等事務報告書の写し
- (4) 報酬付与の審判の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
- (5) 助成対象者であることを確認できる書類

### (注2) 収入・資産の基準…次のいずれにも該当する方

- (1) 世帯の年間収入 [単身世帯] 150万円  
[その他世帯] 世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- (2) 世帯の預貯金等の額 [単身世帯] 350万円  
[その他世帯] 世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

## 3. 相談できる窓口はありますか？

### 日本司法書士センター (法テラス三河)

〒444-8515  
おがきさしじゅうおうまち おがきしやくしよにしちようしゃ みなみどう かい  
岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎(南棟)1階  
でんわ  
電話：0570-078342  
(IP電話の場合：050-3383-5465)

### 公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート愛知支部

〒456-0018  
なごやしあつたくしんおとういちちようめ ほんごう  
名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号  
あいちけんしほうしよしかいかない  
愛知県司法書士会館内  
でんわ  
電話：052-683-6696

## 安城市社会福祉協議会

### ■成年後見支援事業

安城市社会福祉協議会では、成年後見制度に関する相談や、家庭裁判所への申立て手続きについての相談・助言を行っています。その他、成年後見制度に関する専門職による相談会や啓発活動も行っています。

〒446-0046 安城市赤松町大北78番地4 社会福祉会館 電話：0566-77-0284

(問い合わせ先 福祉部 障害福祉課 障害福祉係 電話：0566-71-2225 (直通))  
高齢福祉課 高齢福祉係 電話：0566-71-2223 (直通))